

## 平成20年度以降に経過措置が終了する合併協定項目一覧

※下線部分は、経過措置の内容

香南地区

協定番号	協定項目	分類	調整案	経過措置の終了年度	担当課	経過措置にかかる変更内容
9	地方税の取扱い	法人市・町民税	高松市の制度に統一する。 ただし、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。	H20	市民税課	
		軽自動車税	高松市の制度に統一する。 ただし、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。	H20	市民税課	
		入湯税	高松市の制度に統一する。 ただし、税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。	H20	市民税課	
		事業所税	高松市の制度に統一する。 ただし、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。	H22	市民税課	
		納税関係	高松市の制度に統一する。 ただし、香南町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。	H20	納税課	
22	国民健康保険事業の取扱い	国民健康保険(料・税)の賦課等	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、医療給付費分に係る国民健康保険税(料)率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。	H20	国保・高齢者医療課	
23	介護保険事業の取扱い	介護保険料の賦課・徴収	高松市の制度に統一する。 ただし、香南町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第3期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。 また、香南町の第1号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。	H20	介護保険課	
24-6	高齢者福祉事業	高齢者生きがいデイサービス事業	高松市の制度に統一する。 ただし、高松市の対象者の要件に該当しない高齢者で、合併時に香南町地域においてサービスを受けている者については、合併後も対象者とする。 また、香南町地域の対象者が、香南町地域のデイサービスセンターを利用する場合の利用回数等については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。	H20	長寿福祉課	
		高齢者と施設の交流事業(配食サービス事業)	高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域における実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。	H20	長寿福祉課	
24-10	保健衛生事業	妊婦・乳幼児健康診査	高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域における1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、ことば相談及びこども相談の実施場所については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。	H20	保健センター	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査については、21年度は現行のとおりとし、22年度以降において、市域全体で実施場所等の見直しを行う。 ことば相談及びこども相談については、21年度から、高松市保健センターにおいて行う。
		健康診査・がん検診	高松市の制度に統一する。 ただし、香南町で実施している胃・子宮・乳がん集団検診の実施場所については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。 【合併時まで調整する項目の調整結果】 高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域における乳がん検診の実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度について、検診車による集団検診も必要に応じて実施するものとする。	H20	保健センター	
24-12	商工・観光関係事業	中小企業指導団体等育成	高松市の制度に統一する。 ただし、香南町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。	H20	商工労政課	21年度については、現行のとおり実施する。 なお、22年度以降については調整中。

協定番号	協定項目	分類	調整案	経過措置の終了年度	担当課	経過措置にかかる変更内容
24-13	農林水産関係事業	水田農業構造改革事業	高松市の制度に統一する。 ただし、香南町が実施している景観作物推進事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。	H20	農林水産課	
		麦生産振興事業	高松市の制度に統一する。 ただし、香南町が実施している麦作生産推進事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。	H20	農林水産課	
		農業団体育成事業	高松市の制度に統一する。 ただし、香南町が実施している農業担い手育成連絡協議会、農業機械銀行、農業機械銀行推進協議会、酪農組合及び肉牛研究会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。	H20	農林水産課	
		園芸団体育成事業	高松市の制度に統一する。 ただし、香南町が実施している園芸生産組合に対する補助、園芸振興共進会奨励事業及び果樹産地整備促進事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。	H20	農林水産課	合併町の生産品目別の12の生産団体に対する画一的な助成は廃止する。 21年度以降においては、より特産品の生産振興を図るため、新たな品種や技術の導入など、革新的な事業に限り助成を行うこととし、本市全域を統括する高松市農業振興協議会の事業を拡充する中で、実施する。
		有害鳥獣駆除事業	高松市の制度に統一する。 ただし、香南町が実施しているイノシシ等被害防止対策事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。	H20	農林水産課	平成20年度まで実施している有害鳥獣駆除対策としての補助事業については、市内全域を対象とした防護柵への助成事業として実施する。
		農業経営者協議会	香南町農業経営者協議会の活動に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について実施する。	H20	農業委員会事務局	
24-14	建設関係事業	花いっぱい推進事業	高松市の制度に統一する。 ただし、香南町が実施している「ふるさとづくり事業」及び「世代間交流花づくり事業」については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。	H20	公園緑地課	
		市・町営住宅	高松市の制度に統一する。 香南町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐものとし、旧地域改善向け住宅の住宅使用料については、合併年度及びその翌年度は現行のとおりとし、平成21年度において高松市の制度に統一するよう、段階的な軽減措置を講ずるものとする。	H20	住宅課	
24-15	交通関係事業	チャイルドシート助成	香南町地域におけるチャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。	H20	交通安全対策室	
24-16	上水道事業	水道料金	高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域において、1か月の水道料金が増加するものについては、合併後4年目に高松市の水道料金と同額になるよう段階的に調整するものとする。	H20	水道局 お客さまセンター	
24-17	下水道事業	水洗便所改造資金支援制度	高松市の制度に統一する。 ただし、香南町で合併時までに融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行の香南町の制度を適用するものとする。	H20	下水道管理課	
		汚水ますの設置	高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域における汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。	H22	下水道管理課	
		浄化槽市町村整備推進事業	浄化槽市町村整備推進事業により、香南町が、合併時までに設置し、維持管理を行っている合併処理浄化槽については、合併年度及びこれに続く10年度に限り、現行のとおりとする。	H27	下水道管理課	

協定番号	協定項目	分類	調整案	経過措置の終了年度	担当課	経過措置にかかる変更内容
24-18	消防防災関係事業	防災行政無線	高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用するものとする。 戸別受信機設置補助については、合併時まで調整するものとする。 【合併時まで調整する項目の調整結果】 高松市の移動系防災行政無線を設置し、無線運用する。 なお、同報系防災行政無線の遠隔制御装置を消防局に設置し、NTTの専用回線を利用して接続する。 香南町の防災行政無線(同報系)の戸別受信機の経費負担については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。	H20	危機管理課	
24-19	学校教育事業	保護者負担軽減対策	高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域における運動部活動講師派遣事業については、現行のとおりとする。 クラブ・部活動等補助については、合併年度は現行のとおりとする。 中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。	H20	学校教育課 保健体育課	
		学校教育指導	高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおり実施するものとする。	H22	学校教育課	
		公立幼稚園	高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域における幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、4年度目において高松市の授業料と同額になるように段階的に調整するものとする。 幼稚園授業料の納付方法、納付時期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 幼稚園児の受け入れについては、現行のとおりとする。	H20	学校教育課	
24-20	社会教育事業	子ども会活動の促進	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域の子ども会組織への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。	H20	生涯学習課	
		スポーツ団体育成事業	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域の体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。	H20	スポーツ振興課	
		スポーツイベント等振興事業	高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域の町民運動会の補助については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。	H20	スポーツ振興課	
		体育施設管理運営	高松市の制度に統一する。 香南町地域の体育施設の利用時間は現行のとおりとし、使用料については、現行の町内在住者の使用料に統一するものとする。 減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。	H20	スポーツ振興課	
24-21	文化振興事業	文化祭開催事業	高松市の制度に統一する。		国際文化振興課	会場使用料の市負担については、平成20年度限りとする。 また、文化祭への補助については、平成21年度は2分の1に削減し、平成22年度は、21年度と同額とする。平成23年度以降は、活動状況を見極め、補助額を決定する。
		文化団体の育成・支援事業	高松市の制度に統一する。 なお、香南町地域の文化団体補助については、各団体のこれまでの活動経緯や今後の活動計画等を勘案する中で、合併時までに対応を検討するものとする。		国際文化振興課	平成21年度は、2分の1に減額し、平成22年度も21年度と同額とする。平成23年度以降は、協会の活動状況を見極め、100千円を上限とする。